

川崎市自治推進委員会

ニュースレター Vol. 7 / 平成20年3月号

川崎市総合企画局自治政策部



第1期川崎市自治推進委員会報告書の概要

第7回「川崎市自治推進委員会」が、平成20年3月17日(月)に川崎市役所で開催されました。今回の委員会では、第1期の川崎市自治推進委員会(以下第1期委員会という)の報告書について事務局から報告があり、修正点・改善点などについて意見交換を行いました。

★ 報告書の構成

- I. 自治推進委員会について一設置目的等、第1期委員会の調査審議事項
- II. 自治運営に関する制度等の運営状況について
一行政運営に関する取組、自治運営の基本原則に基づく制度の運営状況など
- III. 自治運営に関する制度等の検討状況について
一協働のまちづくり、情報共有、区民会議
- IV. 市民自治の推進に向けた10の提言



★ 報告書の内容

■調査審議の視点<自治運営の三つの基本原則(川崎市自治基本条例第5条)>

第1期委員会では、自治運営の三つの基本原則「情報共有」「参加」「協働」という視点に基づき、調査審議・意見交換を行いました。

■自治運営に関する制度等の運営状況について(委員会第6回にて審議)

自治運営に関する制度全般について条例に基づき、「行政運営等に関する取組(第15条~第18条)」「区に関する取組(第21・22条)」というように関連する条文ごとに、これまでの主な取組と方向性をまとめました。

■自治運営に関する制度等の検討状況について(委員会第2回~5回にて審議)

「区民会議(第22条)」、「情報共有(第23条~第27条)」、「協働のまちづくり(第32条)」が自治運営の三つの基本原則の取組そのものであるということから、第1期委員会の重点的な審議事項として取り上げました。その中でも「区民会議」は地域における身近な課題を市民自ら担い手となり、参加と協働により解決に向けて取り組んでいくためのものであるため、自治の原点とも言える取組です。上記3点についてそれぞれ、取組と課題、今後目指すべき方向性についてまとめています。

■市民自治の推進に向けた10の提言

以上、第1期委員会で審議した内容や市、関連団体からの意見を踏まえて次の10の提言を取りまとめました。

1. 自治に向き合う職員の育成
自治の推進を担う職員の人材育成に向けた仕組みの構築が必要

2. 自治意識の醸成
地域活動や教育の場での自治意識を育む環境の整備が必要

協働の
まちづくり

総合的な
自治の醸成

3. 協働実践の共有
市民と協働型事業の実践を共有することで協働の取組を推進する

4. 協働推進施策の整備
協働型事業のルールや提案制度等協働に関する施策の整備が重要

5. 政策形成過程の情報共有の推進
共有すべき情報の基準の整備など
により情報共有の推進が重要

情報共有

6. ターゲットを見据えた情報発信
の手法等の構築
情報の受け手側の特性に合わせた
情報発信の手法等の活用が重要

7. 情報コンシェルジュ機能の充実
市政情報を分かりやすく提供する
案内機能の充実が重要

区民会議

8. 区民会議の情報発信の推進
区民の参加と協働の推進に向けた
PR や広報の充実が重要

9. 区民会議と関係団体との連携の
推進
地域課題の解決に向けた関係団体
との連携や取組の推進が必要

10. 各区区民会議の交流の推進
区民会議委員同士の情報交換や
連携など交流の推進が必要

報告書作成にあたっての意見交換

★第1期自治推進委員会、最後に一言

👉竹井委員 今回まとめた「10の提言」について、これからどのように1つ1つ具体化していくかが課題だと考えます。これから何年かかるかはわかりませんが、市民としてできるだけことはやっていきたいと思えます。

👉矢島委員 今後はボランティア活動などするとき、どう進めれば協働を達成できるかをもっと考えていきたいと思えます。

👉梅本委員 個人的に活動している中で、実際に協働の活動をしている人でも協働について理解することは難しいと感じています。委員会で学んだことを今後は身近な人たちに還元していきたいと思えます。

👉吉田委員 区民会議フォーラムを通して感じたことは、顔が見えなかった人と会うことで信頼が生まれたことです。制度も大切ですが、信頼関係を作ることも重要だと思えます。

👉牛山委員 区民会議を進めることが参加協働、市民主体のまちづくりだと思えます。自治基本条例の理念

をどう具体化していくか、区民・市民の地道な活動が重要だと考えています。

👉小島委員長 川崎市自治基本条例は最高規範ですが、どこまで法的拘束力があるかが問題になります。そこで本委員会では、市政運営が、どの程度条例の理念に沿って行われているのか、全般を見渡して、現状と課題、今後の方向性等をまとめることで市民の皆さんにも条例を理解してもらおうと考えました。条例を生かすも殺すも市民の皆さん次第なのです。

👉阿部市長 地方自治法などの法律は「市民自治」という部分を必ずしも第一に考えているわけではないので、そこを補完するために条例があると考えています。自治は基本的に市民が進めるものですが、川崎市では条例を策定したものの、まだ十分に浸透していません。これからはより市民や行政の職員にも市民自治を浸透させるために、意識を変えていくことが大切です。それには、混乱を避け上手く情報を共有していくことも重要であり、その方法についても工夫しながら進めていくことが大切です。

音楽のまちかわさき



かわさきミュートン

□発行／お問い合わせ先:川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044(200)2094 FAX 044(200)3800 メールアドレス 20ziti@city.kawasaki.jp

ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm>

※ ホームページを随時更新しております。あわせてご覧ください。

※ また、「かわさきメールニュース」の「かわさき自治マガジン」からも最新情報をお届けします。

